

学校給食費に関する Q&A

Q1. 給食費の無償化とは？

令和 6 年 10 月から下半期の市内の中学校に通学する中学3年生の給食費を無償化しました。

将来に関わる重要な進路選択の時期を迎えることや、それに伴う準備にかかる保護者負担の軽減を図るため、令和7年度においては、中学3年生の学校給食費を通年で徴収しません。(無償化します)

Q2. 「学校給食無償化給付金」とは何ですか？

食物アレルギーや、長期欠席等の理由により、ひと月を通して給食の全部又は一部の提供を停止されている中学3年生や市外の学校に通学している中学3年生に対し、学校給食費相当分の支援(学校給食無償化給付金の交付)を実施します。給付金の交付を受けるためには、申請していただく必要があります。令和7年度の給付金の申請については、市ホームページでお知らせするとともに、対象者には通知する予定です。

Q3. 「公会計化」とは何ですか？

学校給食費(保護者の皆様に負担いただく食材費)を日向市が直接徴収し、市の予算に組み入れて管理する仕組みのことです。市が集めた給食費を使って食材を購入し、その費用を市の予算から支払います。

公会計化により、これまで学校ごとに異なっていた納付方法が統一され、口座振替や希望による児童手当からの差引きが可能になりました。

Q4. 公会計化はいつから始まっていますか？

令和 5 年 4 月から実施されています。

Q5. 公会計化する理由は何ですか？

公会計化の主な目的は次の 3 点です。

- ① 学校での学校給食費の徴収・管理を廃止し、PTA や育成会、教職員の負担を軽減するため。
- ② 学校給食費を取り扱える金融機関を増やし、児童手当からの差引きが可能になるなど、保護者の利便性を向上させるため。
- ③ 学校給食費の徴収・管理を効率化し、予算管理の透明性を高めるため。

Q6. 学校給食費の納付方法はようになりますか？

口座振替のほか、申出があれば児童手当からの差引きもできます。

児童手当からの差引きによる納付の場合は、こども課から学校給食センターに学校給食費が直接振り込まれるため、金融機関での「口座振替依頼書」の手続は必要ありません。

ただし、公務員の方、市外の自治体から児童手当を受給されている方におかれましては、日向市のこども課から児童手当を受給されていないため、児童手当からの差引による納付ができず、口座振替の手続が必要になります。

また、やむを得ず口座振替や児童手当からの差引きによる納付ができない場合には、納付書を送付しますので、取扱金融機関で納付してください。

なお、公会計化後の学校給食費は、学校での納付はできません。

Q7. 就学援助を受けている場合、学校給食費の納付はようになりますか？

中学 2 年生以下で、就学援助を受けている場合、学校教育課が学校給食センターへ学校給食費を直接振り込みます。3 年生については、就学援助を受けている場合は、令和 7 年度は、給食費無償化の対象となりました。

また、就学援助の支援を受けなくなった場合は、学校給食費を口座振替または児童手当からの差引きで納付していただくことになります。

Q8. 生活保護の支援を受けている場合、学校給食費の納付はようになりますか？

生活保護を受けており、福祉課に代理納付の申請をしている場合は、福祉課から学校給食センターへ直接振り込まれます。代理納付の申請をしていない場合は、口座振替や児童手当からの差引きで納付する必要がありますので、福祉課にお問い合わせの上、代理納付の申請を行ってください。

また、生活保護の支援を受けなくなった場合は、学校給食費を口座振替または児童手当からの差引きで納付していただくことになります。

Q9. 就学援助が認定されるまでの学校給食費の納付はようになりますか？

就学援助が認定されるまでの期間、学校給食費の納付は不要です。ただし、認定されなかった場合は、その期間分の学校給食費をまとめて(一括で)納付していただく必要があります。

Q10. 残高不足で口座振替ができなかった場合はようになりますか？

翌月 10 日頃に再振替を行います。それでも振替ができない場合は、納付書を送付しますので、金融機関で速やかに納付してください。

Q11. 経済的に学校給食費の納付が困難な場合はどうすればいいですか？

支給要件を満たせば、就学援助や生活保護を受けられる可能性があります。認定を受けた場合、学校給食費は就学援助費や生活保護費から納付されます。詳しくは、学校または市教育委員会学校教育課にご相談ください。

Q12. 学校給食費を滞納した場合はどうなりますか？

納付期限までに学校給食費の納付が確認できない状態が続く場合、督促状を送付します。督促状が届いた場合は速やかに納付してください。

それでも納付されない場合は、裁判所を通じた法的措置を含む厳正な対応を取ることがあります。また、遅延損害金が発生する場合がありますのでご注意ください。

Q13. 病気などで学校給食を食べない場合、学校給食費はどうなりますか？

事前に食材の発注を止められた日から連続して5日以上学校給食を食べない場合、「学校給食欠食届」を学校に提出してください。これにより、学校給食費を調整します。

なお、調整は1年分をまとめて3月に行います。

Q14. 食物アレルギーで牛乳が飲めない場合、学校給食費はどうなりますか？

牛乳が飲めない場合、「学校給食停止(再開)届」を学校に提出してください。牛乳代を差し引いた月額で学校給食費を納付していただきます。

また、主食(ご飯やパン)や副食(おかず)を全く食べられない場合も同様の対応となります。

Q15. 食物アレルギーでマヨネーズパンが食べられません。学校給食費はどうなりますか？

食物アレルギーでマヨネーズパンを食べられない場合は、家から主食(ご飯、パン)を持参するため、「学校給食停止(再開)届」を学校へ提出していただき、学校給食費を調整します。

なお、学校給食費の調整は、1年分をまとめて3月に行います。

このように、食物アレルギーにより学校給食の一部(いか、たこ、貝類、魚など学校給食で除去食や代替食の対応ができないその他の食品)が食べられず、家から弁当を持参する場合には、学校給食費を調整します。

Q16. 市外の学校に転出する場合の手続きはどうすればいいですか？

「学校給食停止(再開)届」を学校に提出してください。学校給食費は、食材の発注を止められた日の前日までで精算しますので、早めの提出をお願いします。
なお、市内の学校間で異動する場合は、「学校給食申込変更届」を学校に提出してください。

Q17. 保護者(学校給食費負担者)が変更になった場合など、「学校給食申込書」の内容に変更があった場合はどうしますか？

「学校給食申込変更届」を学校へ提出してください。

Q18. 学校給食費を振替する口座が変更になった場合など、「口座振替依頼書」の内容に変更があった場合はどうしますか？

「口座振替依頼書」を金融機関に再度提出してください。

お問合せ先

〒883-0033 日向市大字塩見3016番地3

日向市学校給食センター

TEL:0982-55-0555 FAX:0982-55-0800

Mail:kyusyoku@hyugacity.jp

